

令和3年第10回西予市教育委員会定例会 会議録

I 開会の月日及び場所

令和3年10月26日(火)

西予市教育保健センター4階 第二研修室

II 定数

5人

III 出席者

教育長	松川 伸二	委員	古谷 和彦
委員	酒井 郁子	委員	梅川 俊一
委員	木下 弘規		

IV 欠席者

なし

V 議事に出席した公務員の職氏名

教育部長	宇都宮 裕	教育総務課長	山崎 徳博
学校教育課長	滝澤 洋	生涯学習課長	竹内 克之
明浜教育課長	大中 規至	城川教育課長	伊井 健一
三瓶教育課長	滝野 広明	教育総務課長補佐	原井川英一
スポーツ・文化課長補佐	高木 邦宏	野村教育課長補佐	林 敬次
教育総務課主任	稲口 智博		

VI 傍聴者

なし

VII 会議の概要

1 開会

教育長 午後1時開会を宣する。

2 会議録の承認

教育長 令和3年第9回教育委員会定例会会議録について意見を求める。

全委員 特になし。

教育長 令和3年第9回教育委員会定例会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。
教育長 令和3年第9回教育委員会定例会会議録を承認する旨宣する。

3 行事報告及び行事予定について

教育長 10月行事について特段の報告はない。11月行事予定について報告を求める。

教育総務課長 11月行事予定について報告する。併せて令和3年第11回教育委員会定例会の日程については、11月22日(月)午後2時から開催すること、同定例会終了後の午後3時30分から総合教育会議を開催する旨提案する。

教育長 11月行事予定について意見を求める。

全委員 特になし。

教育長 令和3年第11回教育委員会定例会と、総合教育会議の開催日程について意見を求める。

全委員 特になし。

教育長 令和3年第11回教育委員会定例会を11月22日(月)午後2時から開催し、同定例会終了後の午後3時30分から総合教育会議を開催する旨宣する。

4 協議・報告事項

○報告

教育長 西予市公園条例の一部を改正する条例の制定について報告を求める。

城川教育課長 本条例中、別表第1に記載している「西予市城川総合運動公園」は、設置から30年が経過し、設備の老朽化や腐食、劣化が進み、安全面の確保ができないため、平成23年度から同公園内の遊具や一部施設を使用禁止としている。このような状況を踏まえ、今後、利用者の見込みもなく、改修や維持管理にかなりの経費が想定されるため、令和4年4月1日から「西予市城川総合運動公園」を廃止するものである。

本条例の一部の改正について、令和3年第4回西予市議会に上程することとした旨報告する。

教育長 報告事項について質疑を求める。

木下委員 議案書中の提案理由の表記について確認する。

教育長 修正する旨答える。

教育長 西予市城川地質館条例を廃止する条例の制定について報告を求める。

城川教育課長 旧総合センターしろかわの跡地に「四国西予ジオミュージアム」が

建設され、令和4年4月に開館する予定である。「四国西予ジオミュージアム」に、現在の「城川地質館」の機能を移行するため、本条例の廃止が必要となった。本条例の廃止については、後ほど報告がある。「四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例」の附則の中で規定し、令和3年第4回西予市議会に上程することとした。

なお、「四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例」において、本条例の廃止の日を12月20日としているが、この日程は現在の予定であり、変更の可能性がある旨報告する。

教育長 関連があるため、併せて四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例制定についても報告を求める。

スポーツ・文化課長補佐 西予市全域に広がるジオパークの魅力を広く発信し、地域交流の形成に資することを目的として、四国西予ジオミュージアムが、令和4年4月1日の開館に向けて、市長部局の政策企画部まちづくり推進課ジオパーク推進室で現在準備が進められている。先ほど報告のあった、西予市城川地質館条例の廃止と合わせた上で、令和3年第4回西予市議会に本条例の制定について上程するものである。

なお、四国西予ジオミュージアムは、博物館法に基づく公立博物館を目指している。この場合、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会の他、地方公共団体の長が事務の所管を行うことができることされており、本条例中で定めた上で、引き続き、市長部局で事務の所管を行うことになる旨報告する。

教育長 暫時休憩する旨宣する。(休憩 午後1時12分)

教育長 再開を宣する。(再開 午後1時15分)

教育長 報告事項について質疑を求める。

全委員 特になし。

教育長 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について報告を求める。

野村教育課長補佐 本条例中、第2条に係る別表第1に記載している「西予市野村体育館」について、平成30年7月豪雨により被災し、復旧の見込みについて関係各課で調査検討した結果、改修経費や、今後の災害リスクを鑑み、解体する結論に至っていることから、「西予市野村体育館」を廃止するものである。

本条例の一部の改正について、令和3年第4回西予市議会に上程することとした旨報告する。

教育長 報告事項について質疑を求める。

梅川委員 野村町の体育館ということで、大きな施設として、これまでも各種

イベントや大会で活用されていたと思う。今回、廃止をして、小学校の体育館などを利用することで、新しく体育館を建設する必要性はないということか問う。

教育長

現段階の考え方として、乙亥会館を社会体育施設として活用することとしている。平成 30 年の災害で、乙亥会館も同様に被災したが、乙亥会館は、すでに災害復旧工事が終了している。乙亥会館の復旧にあたっては、機能を社会体育施設に特化した施設という位置づけで、改修も行った。復旧後は、それまで乙亥会館が持ち合わせていた、温浴施設や食堂などの機能を廃止し、アリーナの他、トレーニング設備といった社会体育施設としての機能の充実を図った。

乙亥会館を社会体育施設として活用し、野村小学校の体育館や、野村中学校の体育館といった他の施設も活用することで、これまでの野村体育館の利用分を補い、野村地域の社会体育施設として十分機能できるという判断である旨答える。

5 閉会

教育長

午後 1 時 21 分閉会を宣する。

議事録署名

以上、令和3年第10回西予市教育委員会定例会の顛末を記録して相違ないことを証明する。

令和3年11月22日

教育長

松川伸二

教育委員

古谷和彦

教育委員

酒井郁子

教育委員

梅川俊一

教育委員

木下弘規